第明治三十二種郵便物認可

平成２２年（フ）第４６３号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目20番19号　第一朝日マンション205号
債務者　渡邉　　尚
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６６号
栃木県宇都宮市岩曽町1428番地217　マンション中丸202
債務者　金澤　昌行
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６９号
栃木県上都賀郡西方町大字金井12番地28
債務者　上遠野利幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７１１号
横浜市泉区緑園２丁目38番地５　ヒルクレストタウン石川Ｉ－２
債務者　山田　初代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２３号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港10号棟1002号室
債務者　國仲喜和子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４９号
横浜市都筑区池辺町3465番地　パレティア弐番館205
債務者　鎌田　八重
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５０号
横浜市金沢区大道１丁目７番５号
債務者　大久保教幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６９号
横浜市鶴見区下末吉４丁目19番５号
債務者　林田　明子（旧姓人見・山田）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目216番地１
債務者　毛塚　祐之
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
岡山市北区駅元町13番９号　ユニオンマンション201、申立時の住所岡山市北区小山323番地２　102号
債務者　小林　五美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９５号
岡山市北区丸の内１丁目11番10号　２Ｆ東
債務者　川瀬　律子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１１号
岡山県高梁市高倉町大瀬八長2130番地３
債務者　古谷　武士
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２５号
岡山市南区三浜町２丁目４番５号
債務者　藤岡　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２８号
岡山県倉敷市林1990番地33
債務者　小郷　崇久
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６４号
岡山市北区吉備津1017番地４
債務者　遠藤　安子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２６号
横浜市磯子区杉田６丁目９番26号　ＰＡＬＡＣＥ杉田Ｖ204号
債務者　小松　　諭
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部